

前金払支払限度額の撤廃について（お知らせ）

平成 26 年 4 月 1 日から、前金払の支払限度額（1 億円）を撤廃します。

1. 目的

地域建設業者の資金調達の円滑化を目的として、公共工事に要する経費について行う前金払の支払限度額（1 億円）を撤廃します。

2. 例規の改正

恵那市前金払取扱要綱第 3 条を次のとおり改正します。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

改正後	改正前
<p>(前金払の額)</p> <p>第 3 条 前金払の額は、前条に規定する工事等の契約金額に、次に掲げる種別に応じた割合を乗じて得た額とする。 _____</p> <p>(1) 工事 10分の4</p> <p>(2) 工事の設計、工事に関する調査又は測量 10分の3</p> <p>2 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事については、前払金に追加して前金払（以下「中間前金払」という。）ができる。</p> <p>(1) 工期の2分の1を経過していること。</p> <p>(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。</p> <p>(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p> <p>3 前項の場合における中間前金払の額は、請負金額に10分の2を乗じて得た額の範囲内とする。 _____</p> <p>4 前金払の金額に1万円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(前金払の額)</p> <p>第 3 条 前金払の額は、前条に規定する工事等の契約金額に、次に掲げる種別に応じた割合を乗じて得た額とする。<u>ただし、前金払の額が1億円を超えるものについては、1億円を限度とする。</u></p> <p>(1) 工事 10分の4</p> <p>(2) 工事の設計、工事に関する調査又は測量 10分の3</p> <p>2 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事については、前払金に追加して前金払（以下「中間前金払」という。）ができる。</p> <p>(1) 工期の2分の1を経過していること。</p> <p>(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。</p> <p>(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p> <p>3 前項の場合における中間前金払の額は、請負金額に10分の2を乗じて得た額の範囲内とする。<u>ただし、既に支払った前払金との合計額が1億円を超えるものについては、1億円を限度とする。</u></p> <p>4 前金払の金額に1万円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

3. 前金払の対象となる契約

公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 項第 1 項に規定する公共工事に係るものであって、1 件の契約金額が 500 万円以上の工事又は 1 件の契約金額が 200 万円以上の工事の設計、工事に関する調査若しくは測量を対象とします。